

被災代替家屋特例適用申告書

令和 年 月 日

館山市長様

【申告者】 〒

住所又は所在地

氏名又は名称

法人にあっては
法人の名称及
び代表者名

(フリガナ)

印

電話

個人番号又は法人番号
(右詰で記載)

令和元年台風15号、19号及び令和元年10月25日の大雨による災害により滅失、または損壊した家屋に代わるものとして、家屋を取得、又は改築したため、地方税法第352条の3及び第702条の4の2の規定に基づく減額について、下記のとおり申告します。

なお、被災家屋が館山市以外に所在していた場合は、被災家屋の所在した他市町村に対し、館山市がその課税状況等を照会することに同意します。

記

1 代替家屋について

(納税義務者)	氏名(名称)	<input type="checkbox"/> 申告者と同じ 被災家屋の所有者との関係()		
	住所(所在地)	〒	<input type="checkbox"/> 申告者と同じ	
代替家屋	所在地	館山市		
	家屋番号		床面積	m ²
	共有持分		種類(用途)	
	取得年月日	令和 年 月 日	構造	
	取得の状況	<input type="checkbox"/> 新築家屋の取得 <input type="checkbox"/> 既存家屋の取得 <input type="checkbox"/> 面積の増加を伴う改築 <input type="checkbox"/> その他 ()		

2 被災家屋について

(納税義務者)	氏名(名称)	<input type="checkbox"/> 申告者と同じ		
	住所(所在地)	〒	<input type="checkbox"/> 申告者と同じ	
被災家屋	所在地			
	家屋番号		床面積	m ²
	共有持分		種類(用途)	
	処分の状況	<input type="checkbox"/> 解体 <input type="checkbox"/> 売却 処分日 : 令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> その他 ()		

1 「代替家屋」とは、令和元年台風15号、19号及び令和元年10月25日の大雨により滅失し、または損壊した家屋に代わるものとして取得、又は改築した家屋をいう。

2 「被災家屋」とは、令和元年台風15号、19号及び令和元年10月25日の大雨により滅失し、または損壊した家屋をいう。

3 申告書は、1棟(区分所有家屋の場合は住戸)ごとに作成していただくことになります。

4 特例の適用条件、提出書類等については、裏面をご覧ください。

1 特例対象者

- (1) 被災家屋の所有者（被災家屋が共有物の場合は、その持分を有する者）
- (2) 被災家屋の所有者に相続が生じたときの相続人
- (3) 個人の被災家屋の所有者と代替家屋に同居する三親等内の親族
- (4) 被災家屋の所有者に合併が生じた時の合併後存続する法人、または合併により設立された法人等
- (5) 上記以外で特に市長が認める者

2 被災家屋要件

- (1) 令和元年台風15号、19号及び令和元年10月25日の大雨により**滅失、または損壊し、解体撤去、売却等**の処分をしている家屋であること
- (2) 上記の災害について、各市町村により発行される、り災証明書や、被災届出証明書等で、被災したことが証明されている家屋であること（被害の程度は半壊以上）。
以上の（1）、（2）の**両方**の要件を満たしていることが必要です。

3 代替家屋要件

- (1) 被災家屋に代わるものとして取得、又は改築した家屋であること
- (2) 被災家屋と種類（用途）または使用目的が同一であること
- (3) 令和元年台風15号、19号及び令和元年10月25日の大雨の発生日から令和6年3月31日までに取得、又は改築された家屋であること
以上の（1）～（3）の**全ての**要件を満たしていることが必要です。

4 特例の内容

被災家屋の処分と、代替家屋の取得、又は改築の両方が完了した年の翌年から4年度分限り、被災家屋の床面積相当分の税額を2分の1に軽減します。

5 提出期限

被災家屋の処分と、代替家屋の取得、又は改築の両方が完了した年の翌年の1月31日まで

6 提出書類

- (1) 被災代替家屋特例適用申告書
- (2) り災証明書、または被災届出証明書等
- (3) 平成31年度固定資産評価証明書等（被災家屋が館山市外にある場合のみ）
- (4) 被災家屋の処分を確認できる書類（被災家屋が館山市外にある場合のみ）
 - ・ 解体した場合 ➡ 解体契約書、解体完了通知書等
 - ・ 売却した場合 ➡ 売買契約書等
- (5) 被災家屋と代替家屋の所有者が異なる場合は、規定される関係者であることを証明する下記の書類
 - a 相続人、又は一親等内の親族の確認書類 ➡ 戸籍謄本
 - b 被災家屋の所有者と同居する三親等内の親族の確認書類 ➡ 戸籍謄本、住民票
 - c 合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人の確認書類
➡ 法人の登記簿謄本

※ 必要に応じて、上記以外の書類を提出していただく場合があります。

※ 必要に応じて、被災家屋の所在する市町村へ問い合わせをさせていただく場合があります。

※ 証明書等の書類は写しで構いません。

7 提出先

〒294-8601 千葉県館山市北条1145番地の1
館山市役所 総務部 税務課 資産税係
TEL 0470-22-3261(直通)